

第6話 立憲政体の確立

維新以来、ご誓文の趣旨に副わんがために、次第に公議輿論を採用する道を進めていたが、やがて国民の政治思想もおいおいに発達したので、ついに国会開設の議を定める。官制の大改革。帝国憲法発布、第一回帝国議会。

公議輿論の採用

慶応4年（明治元年）3月14日、明治天皇が五箇条のご誓文を下して、大政の基を定められた時には、その第1条に、「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と言われたことは、すでに皆さんもよく知っています。爾来、政府は、この趣意に副うにつとめ、先づ明治2年2月には公議所を東京に置き、広く諸藩から人材を集めて、制度、律令を議させた。又、その3月には待詔局を設けて、一般国民に思う所を述べさせる途を開いたが、ついで明治4年7月には、太政官の官制を改めて、正院および左右両院を置き、左院に立法の事に当たらせることにした。

民選議員設立の議

ところが、そのころ、アメリカ、フランスなどの民権思想が漸く世間に広まって来たところに、折から、例の征韓論が起こって、政府部内の意見の不一致から、一旦決めた事が忽ちまた変更されるというような、所謂朝礼暮改に似た事態が生じた。

征韓論に敗れて野に下った副島種臣、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平の4参議は、これでは真に国運の発展をはかることも出来ないとの心配から明治7年正月18日に、由利公正、岡本健三郎、小室信夫、古沢滋らと連署して、民選議員設立の議を建てた。国民が選んだ議員を集めて会議を開き、輿論国家の重要問題を決定しようというので、即ち今日の衆議院に相当するものを設けようとしたのです。

加藤弘之の尚早論

この時にはもう新聞もよく発達していたので、これに対する賛成と反対の意見が各紙に載ったりして、一時はすこぶる言論界を賑わしたが、一般には賛成論の方が多かった。とは言え、反対論もまた決して少なくなかったので、中でも殊に有名なのは宮内省出仕加藤弘之の唱えた尚早論です。国民の政治思想がまだ進まないのに、民選議院を設けるのは、却って或いは国家の大害を生じることがないとも限らないから、寧ろ先づ天下の政務を分担する義務を知らすために、学校を興して人材を教育すべきであるというのが、彼の主張の要旨でした。

元老院と大審院

政府もまた漸進の方針を執っていたから、議院制度は時機が尚早いとして、この建白を採用しなかったが、明治8年3月に大久保利通、木戸孝允、板垣退助、伊藤博文らに政体の取調べを命じ、その意見に基づいて、同年4月、太政官の左右両院を廃し、新たに元老院および大審院を設け、次いで地方官会

第6話 立憲政体の確立

議を開くことにした。元老院は立法府の上院、即ち、貴族院のようなもので、勲功、学識のあるものを選んで、議官とし、すべて法律は必ずこの元老院の議を経るべきものと定められた。大審院は、最高の裁判所であって、これは今日も同じです。

また、地方官会議は、立法府の下院、即ち、いまの衆議院の前身ともいうべきもので、全国の府知事、県令を会して上下の民情を通じ、地方の施政を議させるところとしたのです。

地方官会議

こうして、第一回の地方官会議は、6月20日から会期を20日間として、東京浅草の本願寺に開かれた。議長には木戸孝允が任ぜられ、幹事には互選して兵庫県令神田孝平、神奈川県令中島信行、千葉県令柴原和の3人が推挙された。議案は(1)道路、橋梁、堤防とその経費、(2)地方警察、(3)地方民会、(4)貧民救助、(5)小学校の設立およびその保護の5つでしたが、議事の進行が非常に鈍く、僅かに第1、第2のふたつをやっと議しただけで、すでに会期が尽きようとしたために、更に3日延ばして第3の地方民会に関する議案をも討議した。

一方、元老院は、右の地方官会議が開会中の7月5日に初めて開院され、その当日には、天皇が親しく臨御されて、「爾衆議官を以て、立法の官たらしむ」という勅語を下された。

この様に、政府は民選議院に対して漸進主義の実を示していたが、ついで明治11年7月に先づ府県会規則を公布し、翌12年3月に初めて府県会を開き、民間から選んだ議員に府県の経費を議させた。地方自治の端緒を開いて、次第に立憲政体を立てようとしたのです。

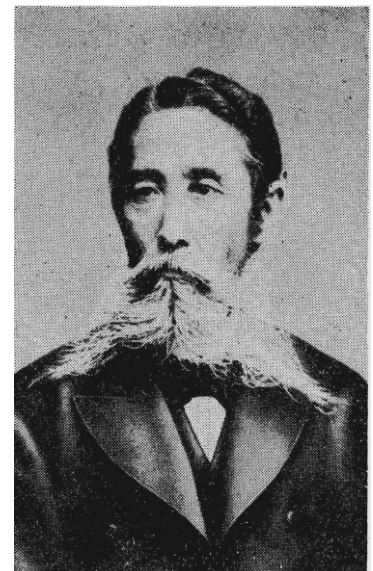
民間の急進論

けれども、民間の急進論者は、これでは満足しなかった。彼等是一日も早く民選議院を設立することの必要を主張した。とはいえ、西南の役後は、武力をもっては西郷隆盛ほどの偉人もなお政府に勝つことが出来なかったのを現実に見て知っていたので、彼等はおそらく言論によって、その主張を貫こうとした。こうして、政談演説会は各地に開かれ、自由民権、国会開設の議論は、しきりに新聞や雑誌に載った。

板垣退助の愛国社

中でも最も根強い運動をしたのは、前参議板垣退助でした。彼は郷里の土佐に在って、盛んに自由民権を唱え、同志の士と謀って愛国社を組織した。やがて福島県の河野広中、福井県の杉田定一、三重県の栗原亮一、岡山県の竹内正志、福岡県の頭山満らが来て加わるに及んで、更に広く全国に遊説員を遣わし、ますます同志の糾合に努めた。

こうして明治13年3月、その第4回大会を大阪に開いた時には、実に来会した者が2府22県にわたる同盟27社、87,000余人の総代104名を出すに至ったといわれる。



板垣退助

第6話 立憲政体の確立

しかし、愛国社は、この時、政府の圧迫によって解散を命じられたので、名称を国会期成同盟会と改め、有志80,000余人の連署をもって国会開設の請願書を天皇に捧呈しようとしたが、政府は、「立法上あるいは政治上の事に関して、国民が天皇に請願する法律がないから受けられない」といって、ついに受理しなかった。

国会開設の勅諭が下る

けれども、政府部内においても、参議大隈重信一派の人々は急進論者で、明治15年の末に議員の選挙を行い、翌16年の初めに国会を開こうという意見であって、三條太政大臣、岩倉右大臣、伊藤参議の漸進主義とは議が合わなかったため、ここでも議論が大いに沸騰した。それやこれやのために、今にして早く国会開設の時期を天下に明示して、人心の沈静を図らなければ、或いは国内に大破裂を生じるかも知れないような形勢となって来た。そこで天皇は、明治14年10月12日に以下の勅を下され、来る明治23年を期して、国会を開くべき旨を告げられた。

朕、祖宗2500有余年の鴻緒を嗣ぎ、中古紐を解くの乾綱を振張し、大政の統一を総攬し、又夙に立憲の政体を建て、後世子孫継ぐべきの業を為さんことを期す。嚮に明治8年に元老院を設け、12年に府県会をひらかせる。これみな漸次基を創め、序に循って歩を進める道に由るに非るは莫し。璽有衆また朕の心を諒とせよ。顧みるに、立国の体、国、各々よろしきを殊にす。非常の事業、じつに軽挙に便ならず。我祖我宗、照臨して上に在り。遺烈を揚げ、洪謨を弘め、古今を變通し、断じて之を行ふ、責朕の躬に在り。將に明治23年を期し、議員を召し、国会を開き、以って朕の初志をなさんとす。今、在廷臣僚に命じ、仮すに時日を以ってし、経画の責に当たらず。その組織権限に至りては、朕親ら衷を裁し、時に及びて公布する処あらんとす。朕惟うに、人心進むに偏して、時會速なるを競う。浮言相動かし、竟に大計を遺る。これ宜しく今に及び謨訓を明徴し、以って朝野臣民に公示すべし。若し仍お故さらに躁急を争い、事變を煽し、国安を害する者あらば、処するに国典を以ってすべし。特に茲に言明し、爾有衆に諭す。

これで漸進の方針が明らかにされ、民論もはじめて定まったが、なおこの日、急進論者の大隈参議はその官を免ぜられたので、その同志の政府にある者は皆その職を辞した。

さて、国会開設の時期が決まると、民間の運動は一転して政党の組織に変わって来た。政党とは、政治上一定同一の主義を實行しようとするものが相集まって組織する党派のことで、立憲政治は、普通、強固な政党によって運用されるのが常道となっているのです。

政党の組織

第6話 立憲政体の確立

こうして、板垣退助は明治14年10月15日、即ち勅諭の下った三日後に自由党を組織し、大隈重信は翌15年3月14日、改進黨を組織した。前者は急進的な自由主義を採り、後者は秩序的進歩主義を唱えて、両々相対峙したが、而も政府の反対に立って、民権の伸長を図らんとしたところは両者共に同じでした。これに対して、東京に日日新聞社長福地源一郎らは、明治15年3月18日、立憲帝政党を組織して政府弁護の側に立った。

自由党総理の遭難

これらの政党は、いづれもその政見を発表し、主義、理想を宣伝して党勢の拡張に努め、国会の開設に対する用意をしていたが、とりわけ、自由党は早くからしきりに地方の遊説をも試みたので、頓に党勢が盛んでした。ところが、明治15年4月6日、自由党総理板垣退助が岐阜で開かれた濃飛自由党の大会に望んだ折に、はしなくも遭難した有名な話があります。

板垣死すとも自由は死せず

其の日の暮れ方、板垣総理は約2時間にわたる演説を試みて、満堂の聴衆に多大の感動を与えた後、会場であった中教院を辞して玄関に出ると、突然、「国賊！」と叫んだ一人の暴漢が跳り出て、いきなり短刀をもって板垣の胸を刺した。板垣は大喝してこれを叱りながら、無手で防いでいるうち、暴漢の短刀はまたもや板垣の胸に触れたが、板垣が身をかわしてこれを防ぐと、更に右の掌を傷つけた。その時、党員の内藤魯一がかけつけて暴漢の襟首をつかんで引き倒した。と、板垣は暴漢を睨みつけて咄嗟に叫んだ。「板垣死すとも自由は死せず！」

危急の際に発したこの一言は、いかに彼が自由党の主義に対して強い信念をもっていたかをあらわした名言として、世に永く宣伝された。

暴漢は相原尚鑿という名古屋の士族で、一時小学校教員を勤めていたこともあったが、常に自由党反対の新聞や雑誌を読んで、専ら保守思想に囚われていたために、板垣らを国体を破壊する不忠の徒と誤り信じて、ついにこの凶行に及んだのです。

越えて6月、彼は岐阜重罪裁判所で無期徒刑の宣告を受け、北海道で苦役に就いていたが、後、明治22年2月、憲法発布の際に大赦になって放免された。そして東京に上ると、河野広中の紹介で板垣に会って、嘗ての不法不埒を詫びたということです。

伊藤博文の渡欧

さて、一方政府もまた着々と準備を進めていたが、明治15年3月、参議伊藤博文らを欧州に遣わして、各国の憲法および諸制度を調査させた。博文は西園寺公望、岩倉具定、伊藤巳代治、平田東助、三好退蔵らの随行員と共に欧州各国を巡遊すること1年半、つぶさに各国の制度、憲法および政治の実況などを研究、視察して、翌16年8月に帰朝した。そして、翌17年3月、制度調査局が宮中に置かれると、博文はその長官となって、憲法以下諸制度の起草に従事した。

第6話 立憲政体の確立

ないかくせいど そうりつ 内閣制度の創立

こうして、18年12月22日に至り、先づ中央政府の官制が大いに改められた。即ち、従来の太政官および太政大臣、左右大臣、参議などはこれを廃して、立憲政治の基を立てるために、新たに内閣の制を創め、内閣総理大臣および外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の諸大臣を置いて、内閣を組織し、国務をつかさどらせる事にしましたのです。宮中には別に内大臣、宮内大臣を置いて、宮中、府中の別を明らかにした。実に大宝令にならった旧来の官制は、ここに全く一新されたのです。

宮内卿伊藤博文が勅命を奉じて最初の内閣を組織した。この時、総理大臣および各省大臣に任ぜられたのは、次の人々です。

内閣総理大臣	伊藤博文	(旧 長州藩士)
外務大臣	井上馨	(旧 長州藩士)
内務大臣	山県有朋	(旧 長州藩士)
大蔵大臣	松方正義	(旧 薩摩藩士)
陸軍大臣	大山巖	(旧 薩摩藩士)
海軍大臣	西郷従道	(旧 薩摩藩士)
司法大臣	山田顕義	(旧 長州藩士)
文部大臣	森有礼	(旧 薩摩藩士)
農商務大臣	谷干城	(旧 土佐藩士)
逓信大臣	榎本武揚	(旧 幕府臣)

この内、谷干城と榎本武揚との外は皆薩長2藩の人々でしたから、世間ではこれを薩長内閣と呼んだ。

なお、これと同時に、前太政大臣三條実美は新たに内大臣に任ざれ、内閣総理大臣伊藤博文は、もとの宮内卿をそのまま宮内大臣となつて、これを兼ねた。

ちほうじちせい 地方自治の制

中央の官制がすでに定まると、政府は地方共同の利益を求めて、国民の幸福を増すために、明治20年1月に、地方制度編纂委員を設けて、内務大臣山県有朋を委員長として、市制町村制を起草させたが、翌21年4月25日に至つてこれを発布した。これに依つて、市、町、村はおのおの1個の自治体となり、公選された議員が市、町、村会を組織して、それぞれの部内の事務を議し、また公選された市、町、村長がそれぞれその行政に当たることになったのです。その後、明治23年5月17日に至り、更に府県制度および郡制が発布されて、府、県および郡もまた自治体となり、地方自治の制も漸く整つた。

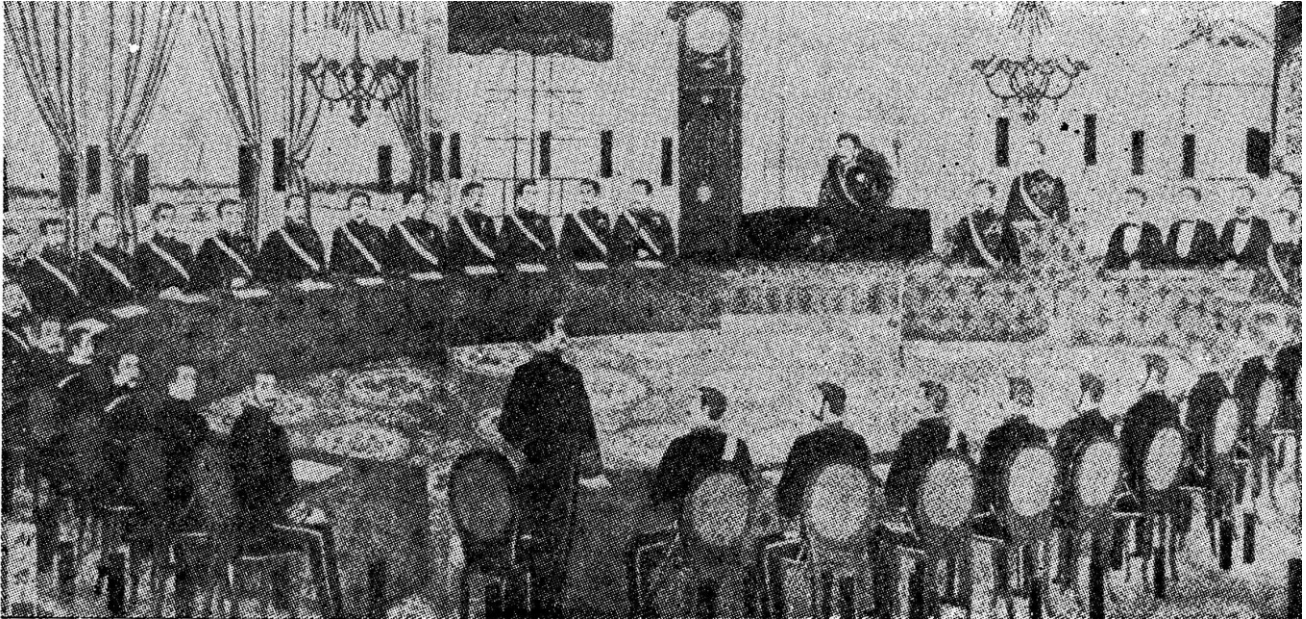


いとうひろぶみ
伊藤博文

第6話 立憲政体の確立

けんぽうそうあん だっこう 憲法草案の脱稿

さて、参議伊藤博文が欧州各国の制度および憲政の実況などを視察して帰朝すると、命を受けて憲法の起草に従事した事は前に述べたが、彼は予ねて日本の憲法を外国憲法の模写のようにはしたくないと考えていた。起草委員の井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の三人を大いに奨励して、わが国の歴史を尊重し、わが国古来の政治の実際を十分に取り調べさせた上、苟くも我が国体に忤り、わが国情に適さない条項などの絶対のないようにと、飽くまでも慎重に研究し、苦心に苦心を重ねて、ついに明治21年3月下旬に至ってその草案を脱稿し、すなわちこれを天皇に奏上した。



すうみつゐん けんぽうそうあん しんぎ
枢密院における憲法草案の審議

けんぽうそうあん しんぎ 憲法草案の審議

そこで、天皇の諮詢に応じる最高顧問府として、4月28日に新たに枢密院が設けられ、憲法草案その他を審議させる事となったので、伊藤博文は内閣総理大臣を辞して枢密院議長となり、大木喬任、川村純義、福岡孝悌、佐々木高行、寺島宗則、副島種臣、佐野常民、東久世通禧、吉井友実、品川弥二郎、勝安芳、河野敏鎌の12名が新たに枢密顧問官に任ぜられた。

こうして、5月8日から会議を開き、先づ皇室典範からはじめて、憲法、議院法、衆議院議員選挙法、貴族院令を順次に審議し、12月17日に至ってその全部を議了した。このうち、憲法の審議は6月18日から始まって7月13日に終わったのだが、この間、天皇はいかなる日にも必ず臨御され、もろもろの論議を逐一聴取りになり、まことに適宜に聖断を下されたということです。

けんぽうはつぷ 憲法発布

こうして大日本帝国憲法は、翌22年（西暦1889年）2月11日、紀元節の佳辰をもって発布された。この日、午後8時半、天皇は先づ賢所および皇霊殿に参拝され、親しく皇祖皇宗の神霊に憲法発布のむねを告げられ、ついで午前10時半、皇后と共に剣、璽を捧げる侍従を従えて、「君が代」の奏楽のうちに、宮城の正殿に出られ、参列する親王、大臣、華族、府県知事、府県会議長並びに各国公使らに、

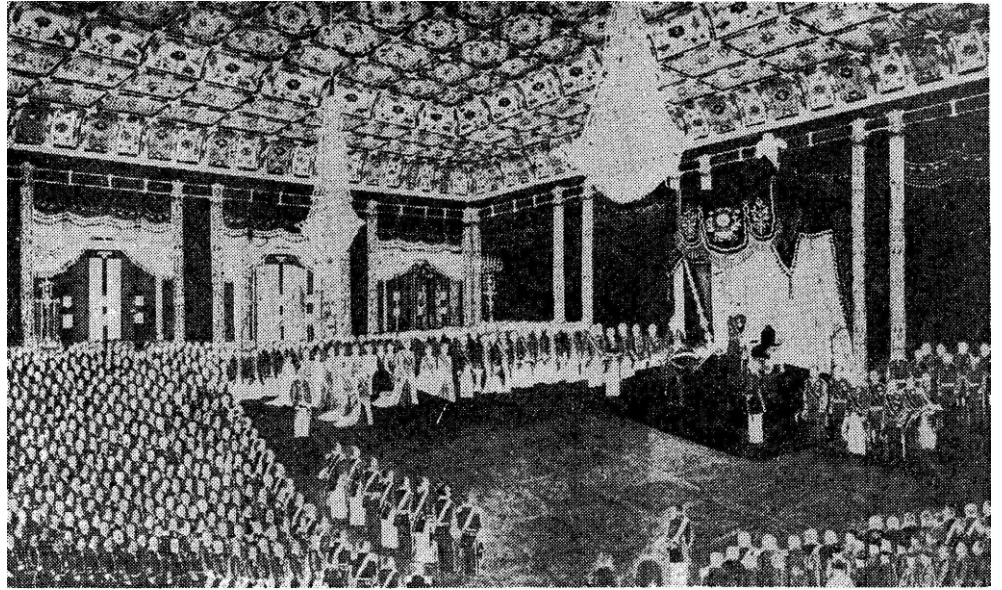
第6話 立憲政体の確立

ぎよくおんほが しょうちよく のたま
玉音朗らかに憲法発布の詔勅を宣われた。

それが終わって、親しく

帝国憲法を内閣総理大臣
くろだきよたか さづ
黒田清隆に授けられた。清
隆が謹んでこれを拝受して
元の席に着くと、101発の
しゆくほう でんがい とどろ
祝砲が殿外に轟き、内
には再び「君が代」の奏樂が起
こった。

天皇、皇后はおもむろに
にゆうぎよ ぐんしん かんき いろ
入御され、群臣は歓喜の色
う たいしゆつ
を浮かべて退出した。



けんぼうはつ ぶ せい ぎ
憲法発布の盛儀

なお、この日、天皇は勅使を伊勢の神宮、大和の畝傍山稜および先帝の後月輪山陵に遣わして、
よし ほうこく いわくらともみ しまづひさみつ もうりたかちか やまのうちとよしげ なべしまなおまさ きどたかよし おおくぼとしみち
憲法発布の由を奉告され、岩倉具視、島津久光、毛利敬親、山内豊信、鍋島直正、木戸孝允、大久保利通
らの維新の功臣の墓にも勅使を下して告げさせられたが、又、大赦令を発して多くの罪人を赦され、全国
の80才以上の老人には金子を賜ったりした。かの西郷隆盛の賊名を除いて、正三位を贈られたのもこの
日であり、ふじたとうこ さくましようざん よしだしよういん ぞうい さた
藤田東湖、佐久間象山、吉田松陰らの幕末の志士に贈位のご沙汰があったのもこの日です。

ていこくけんぼう ないよう 帝国憲法の内容

さて、帝国憲法は我が国体に基づき、西洋の法制を参考にして定められた国家統治の大法であって、
天皇、臣民の権利義務、帝国議会、国务大臣および枢密顧問、司法、会計、補則の7章76条から成っている。

第1章 天皇

だいにつぼんていこく ぼんせいいつけい てんのう これ とうち
第1条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す

こうい こうしつてんぼん よ こうだん しそんこれ けいしょう
第2条 皇位は皇室典範の定める所に依り皇男子孫之を継承す

しんせい おか
第3条 天皇は神聖にして侵すべからず

という風に、先づ第1に万世一系の天皇が帝国を統べることを明記し、次々に、臣民はその権利および財産の安全を保護されると共に、兵役、納税の義務を有すること、帝国議会は貴族院、衆議院の2院から成り、法律および予算はその協賛を要すること、国务大臣は天皇を輔弼し、枢密顧問は天皇の諮問に答え、重要な国务を審議すること、又、司法権は天皇の名において、法律により、裁判所がこれを行うことなどを規定している。

きんていけんぼう 欽定憲法

ところで、茲で皆さんによく話しておきたいのは、この憲法は所謂欽定憲法でして、諸外国の憲法と

第6話 立憲政体の確立

はその成立を異にしているという事です。 憲法発布のご上諭にも、

朕は祖宗の遺烈を承けて万世一系の帝位を踐み、朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の
恵撫愛養したまいし所の臣民なると念い、その康福を増進し、その懿徳良能を発達させるこ
とを願ひ、又その翼賛に依って與に共に国家の進運を扶持することを望む。

乃ち明治14年10月12日の詔命を履踐して、茲に大憲を制定し、朕が率由する所を示し、
朕の後嗣および臣民および臣民の子孫足る者に永遠に循行する所を知らせる。

国家統治の大権は、朕が之を祖宗から承けて、之を子孫に伝える所である。 朕および朕
の子孫は将来この憲法の条章に循い、これを行うこと愆ってはならない。

朕は、我が臣民の権利および財産の安全を貴重とし及び之を保護し、この憲法及び法律の
範囲内に於いてその享有を完全にすることを宣言する。

帝国議会は明治23年を以て之を召集し、議会開会の時を以てこの憲法を有効にする
と期す。

将来若しこの憲法の或る条章を改正するに必要な時宜を見るに至れば、朕および朕の子孫は
発議の権を執りこれを議会に付す。 議会はこの憲法に定める要件により之を議決する外、朕
の子孫および臣民は敢えて之の紛争を試みてはならない。

朕の在廷の大臣は朕の為にこの憲法を施行する責に任じて、朕の現在および将来の臣民はこの
憲法に対して永遠に従順の義務を負うべきである。

と仰せられて言われている通り、これは天皇が専ら国民の幸福をはかり、相共に国運を進めようとの
大御心から、親しく英断をもって定められたもので、諸外国の憲法のように、国民がその権利を拡張し
て、君主の権力を弱めるために、聞くも忌まわしい内乱騒ぎを起こしたりした後に無理にこの制定を
強請して出来たものとは天地の相違があります。 それで、この大典が挙げられると、国民はこぞって
天皇の威徳を仰ぎ、ご恩沢に潤うのを楽しんで、日本全国、津々浦々に至るまで喜びの聲を挙げて皇国の
隆昌を祝したのです。

実にこのように、君臣和楽の間に憲法の発布を見たのは、世界に類例のない事であって、これを見て
も、如何に我が国体の万国にすぐれているかが分かります。

皇室典範

憲法発布と同時に、皇室典範および議院法、貴族院法、衆議院議員選挙法なども公布された。 皇室
典範は、即ち皇室の家憲であって、我が建国以来の遺制に基づき、皇位および皇族に関する事など、す
べて皇室の大事について根本の法則を定められたものです。 皇位継承、踐祚即位、成年立后立太子、
敬称、摂政、皇族など、すべて12章、62条から成り、憲法と相並んで他の法令の上に立つ大切な規定

です。

第1章 皇位継承

第1条 大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す

第2条 皇位は皇長子に伝える

第3条 皇長子在らざる時は皇長孫に伝える。 皇長子及其の子孫皆在らざる
ときは皇次子及其の子孫に伝える、以下皆之に例す。

(中略)

第2章 踐祚、即位

第10条 天皇崩じる時は皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く

第11条 即位の礼及大嘗祭は京都に於いて之を行う

(下略)

という風な規定で、勿論、歴代の習慣・事例なりを成文として示されたものには相違ないが、又、古来の弊
習に鑑みて、頗る変通して制定されたかと思うところも少なくない。 皇位の継承を男系の男子と定
めて、女子、女系は全く除かれた点、天皇がご在世の間は、いくばくの年を重ねられても、又、皇太子が
いくつになられても、又、実際に大政を親裁される上に、いかなる故障があろうとも、決して譲位、受禪
などのありえない点、又、摂政には必ず皇族を任じて、臣下をこれに任ずるの旧例を全く採らなかつ
た点などは、とりわけ直に目に着くところです。

第一回帝国議会

さて、憲法はすでに発布されたが、その効力は、発布の上諭にもあるように、帝国議会開会の時をも
って発生する事になっていた。 そこで、議会開会の準備が着々と進められて、ついに翌23年11月25日
に、天皇は第1回の帝国議会在東京に召集された。

貴族院は、

- (1) 皇族の成年以上の者、
- (2) 公、侯爵の25才以上の者、
- (3) 伯、子、男爵の各々の間に互選された者、
- (4) 国家に勲勞あり学識ある者で、特に勅任された所謂勅撰議員、
- (5) 各府県の多額納税者の中から互選された多額納税議員

より成り、議員総数が253人で、議長には伊藤博文、副議長には東久世通禧が任ぜられた。

衆議院は各府県の有資格者から選挙された議員から成り、総数300人で、議長には中島信行、副議長
には津田真道が当選して任じられた。

こうして、貴族院、衆議院が相次いで成立すると、11月29日、天皇は親しく貴族院にお臨みになり、
両院議員を集めて開院式を挙行し、以下の勅語を賜った。

第6話 立憲政体の確立

朕、貴族院及衆議院の各員に告げる。朕即位以来20年間の経始する所、内治諸般の制度、粗々その綱領を挙げたり。庶幾くば皇祖皇宗の遺徳に倚り、卿等と俱に前を継ぎ後を啓き、憲法の美果を収め、以って将来に益々我が帝国の光烈と我が臣民の忠良にして勇進なる気性として、中外に表明させることを得た。

朕、又夙に各国と盟好を修め、通商を広め、国勢を振張する事を期待する。幸いに条約諸国の交際は益々親厚を加えたり。陸海の軍備は内外の平和を保全する為に、年を積みて完実を期せざるべからず。

明治24年度の予算及各般法律案は、朕、之を国务大臣に命じて議会の議に付した。朕は卿等が公平慎重以って審議協賛する所あるを期し、併せて将来に継ぐべきの模範を胎さんことを望む。

両院は12月1日から始めて議事を開いて、各種の法律及び次年度の予算案を議了し、所定の会期三ヶ月をもって閉会した。

立憲政体の確立

ここにおいて、万機公論に決すのご趣意は、いよいよ実地に行われて、わが国は東洋唯一の立憲帝国となった。実に王政が古に復ってから僅かに23年で、しかも上下和楽の間に、立憲政体の確立をみたのです。かの海外諸国における立憲政体が、大抵、長い年月の間、君民のはげしい争いをつづけた後に出来たのと比べて、何という相違であろう。これというのも、偏に明治天皇のご仁徳の広大でおられたためです。それで我々国民は、ますます正しく直き政治思想を養い、立憲政治の円満な発達をはかって、以って聖旨に應えなければならないと考えます。

岩倉具視の薨去

さて、この話を終えるに当たって、少し述べておきたいのは、岩倉具視と三條実美とが薨去した事です。2人が維新以来の元勳で、王政復古の大業を成就するに与って力があつた事は、すでにしばしば述べても来た通りです。岩倉具視は明治4年10月以来、右大臣としてますます国事につとめていたが、明治16年7月20日、憲法制定、国会開設などの重要問題を前にしながら、病のために遂に薨じたのです。年は59才でした。

これより先き、天皇は7月5日に、親しくその邸に臨んで見舞いの言葉を賜ったほどで、深くその薨去を哀悼され、国葬の礼をもって弔われたが、更に勅語を下して、特に太政大臣を贈られた。のみならず、翌17年7月、華族に公、侯、伯、子、男の5爵を設けられるや、彼の功によって子の具定に公爵を授け、尚、18年7月20日には正一位を贈られた。墓は品川の海晏寺に在る。

三條実美の薨去

また、三條実美は、明治4年7月以来、太政大臣をつとめ、同17年7月、功によって公爵を授けら

第6話 立憲政体の確立

れ、18年12月、官制改革の結果、太政官が廃止されてからは、内大臣に任ざれて、天皇に常に侍していたが、明治24年、病に罹って次第に重くなった。天皇は大いに憂慮され、2月18日、親しくその病床に臨んで見舞いの上、とくに正一位に叙した。生前に正一位となるのは極めて稀有のことで、天皇のご信任がいかに厚かったかが分かる。その日、三條実美は遂に55才で薨じたのです。

岩倉具視の時と同じく、国葬の礼を賜り、東京都文京区音羽の護国寺に葬られたが、後、大正4年、勅によって、京都の別格官幣社梨木神社に合祀された。梨木神社は実美の父実万を祀った社です。

三條実美は温厚篤実で、よく人を容れ、岩倉具視は豪気果敢でよく事を裁いたので聞こえている。たまたま国家の最も多事多難な際に、その長所を異にした2人が朝廷に在って、互いに相倚り相扶けて維新の大業の成就に力を尽くしたのは、まことに我が国の幸いでありました。

(第6話 立憲政体の確立 終わり。 次は前頁に戻り、第7話 文化の発達)